

令和5年4月14日

静岡県中央新幹線対策本部 御中

大井川利水関係協議会

令和5年3月27日に開催した大井川利水関係協議会（以下、「協議会」という。）において、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）から説明を受けた「大井川利水関係協議会の皆さまへのお願い」について、協議会での質疑応答等を踏まえ、下記のとおり修正することで、JR東海が了解を得たいとした前提について各会員が了解する旨、決定しましたので報告します。

## 記

田代ダム取水抑制案（JR東海が協議会で説明したもの。以下、「B案」という。）の方策に関して、JR東海が、東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、「東京電力RP」という。）とB案に関する協議を開始するに当たり、了解を得たいとする前提の修正

### [修正]

1. B案は、静岡県から県外へ流出するトンネル湧水量と同量は大井川に戻す方策として、静岡県内の工事の一定期間（静岡県内のトンネル湧水が県外へ流出している期間。約10ヶ月間と想定）に田代ダムの取水を抑制し、大井川に還元する案として検討していること。

（除く焼津市）

2. B案は、永続的に行うものではない。2025年の田代川第二発電所の東京電力RPの水利権更新に関わる協議は、大井川水利流量調整協議会で行われる。大井川利水関係協議会々員は、B案について、JR東海が3月27日の大井川利水関係協議会で説明した想定のとおり実施される場合は、この案を根拠とする水利権に関わる主張をしない。想定外の場合においては、JR東海は、大井川利水関係協議会々員と協議を行う。

（焼津市）

2. B案は、永続的に行うものではない。2025年の田代川第二発電所の東京電力RPの水利権更新に関わる協議は、大井川水利流量調整協議会で行われる。大井川利水関係協議会々員は、B案について、JR東海が3月27日の大井川利水関係協議会で説明したとおり東京電力RPの水利権に影響を与えない場合は、この案を根拠とする水利権に関わる主張をしない。仮に東京電力RPの水利権に影響を与えることになる場合においては、JR東海は、大井川利水関係協議会々員と協議を行う。

3. 修正なし

以上